

TDPT SDK 利用規約

SDK(第2条にて定義します。)にアクセスされる前に本 TDPT SDK 利用規約(以下「本利用規約」といいます。)を注意深くお読みください。もしエンドユーザーおよび開発者(第2条にて定義します。)として本利用規約に同意いただけない場合は、SDK にアクセスしないでください。あなたが SDK の全部または一部を使用し、ダウンロードし、または SDK にアクセスした場合、あなたは本利用規約に同意したものとみなし、本利用規約の定める条件に従い株式会社デジタル・スタンダード(以下「当社」といいます。)とあなたとの間で SDK の使用許諾契約(以下「本契約」といいます。)が成立します。

- 第1条 (目的)

- 本利用規約は、当社が、開発者に対し、SDK の使用を許諾するにあたっての条件を定めることを目的とします。
- 開発者は、本利用規約をよく読み、本利用規約の定める条件に従って、アプリ(第2条にて定義します。)を開発する目的(以下「本利用目的」といいます。)にのみ、SDK を使用するものとします。

- 第2条 (定義)

本利用規約においては、下記の各用語については、それぞれ下記の意味を有するものとします。

- 「SDK」とは、当社が開発者に対して提供する、TDPT SDK およびサンプルコードを含むソフトウェア開発キットをいいます。
- 「アプリ」とは、Windows 向けアプリケーションソフトウェアをいいます。
- 「開発者」とは、Windows PC 用アプリケーションソフトウェアの開発を行う者をいいます。
- 「ライセンス」とは当社から提供されるSDKを使用できる権利をいいます。
- 「開発アプリ」とは、開発者が開発した Windows PC 用アプリケーションソフトウェアをいいます。

- 第3条 (使用)

- 開発者は、本利用規約の内容を読み、十分に理解し、同意した上、SDKを使用するものとします。開発者が複数の個人または団体等からなる場合、代表者となる個人を定め、その者が他の者の代わりに本利用規約に同意するものとします。
- 開発者が複数の個人または団体等からなる場合であっても、その個人または団体等の全てが本利用規約に同意しこれを遵守するものとします。
- 当社と競合する事業を営む者、本利用規約に反する SDK の利用を意図する者、アプリ開発の意思および能力を有していない者、その他当社が適当でないと認める者は、SDK を使用することはできません。
- 開発者は SDK 使用の際にライセンスが一つ必要です。開発者が複数の個人または団体等からなる場合、必要なライセンスは SDK を利用する開発者の人数分必要です。

- 第 4 条 (使用許諾)

- 当社は、本利用規約の定める条件に従って、開発者に対し、SDK の非独占的な使用権を許諾します。
- 開発者は、SDK の使用に際し発行される ID およびシリアル No を厳重に保管しなければならず、これを第三者に使用させてはなりません。
- 当社は、当社の判断により SDK のバージョンアップを行う場合があります。この場合、当社は旧バージョンの SDK に対するサポートを中止することがあります。
- 開発者は、当社の開発者向けウェブサイトより最新の SDK を入手することができます。

- 第 5 条 (SDK に関する知的財産権)

当社は、本利用規約において明示的に定められたものを除き、開発者に対し、SDK に関する著作権、特許権、商標権その他の知的財産権について、何ら譲渡・使用許諾等するものではありません。

- 第 6 条 (無保証)

- 開発者は、当社が SDK の完全性、正確性、有用性、および、第三者の権利・利益の非侵害性を保証するものでないことを理解し、了承した上で SDK を使用するものであり、前記各事項についてクレーム等を述べません。
- 開発者は、SDK に欠陥があること、または、第三者の権利・利益を侵害する可能性があることを発見した場合には、直ちに当社に報告します。
- SDK は、現状有姿で、また当社として可能な範囲において提供されます。当社は、なんらの明示、黙示または法定の保証をしません。また、当社は、明示されていると黙示であるとかかわらず、いかなる責任(商品適格性を有すること、特定の目的に合致すること、権利があること、または、権利侵害をしていないことについての黙示の保証ないし条件を含みますがこれに限られません。)についても、これを負うことを明示的に否定します。開発者は自己の判断で、また自己の責任で SDK を使用するものとし、SDK の使用に起因して生じたいかなる損害(開発者のコンピューターシステム、ハードウェア、ソフトウェアに生じた損害、データの消失を含みますがこれに限られません。)についても、単独で責任を負うものとしません。

- 第 7 条 (開発に当たっての遵守事項)

- 開発者は、開発アプリを独自に開発したものであり、開発アプリの利用が第三者の権利・利益を侵害せず、第三者との契約違反を構成しないものであることを保証します。
- 開発者は、開発アプリが、法令または公序良俗に違反し、または第三者を誹謗中傷しないこと、当社の適正な事業の運営を妨げ、またはこれらのおそれがないことを表明し保証します。
- 開発アプリは Windows PC 上で単体で独立して動作するアプリケーションでなければなりません。有償無償に問わず DLL ファイルのみのライブラリや SDK のような形式での使用ないし配布してはなりません。
- 開発者は、開発アプリに、他のハードウェア、ソフトウェアまたはネットワークの機能を阻害することを目的とするウイルスその他のコンピュータプログラムおよびデータ等の有害なコードを含んでいないことならびに将来もこれらの有害なコードを挿入しないことを表明し保証します。

- 開発者は、個人情報の取得に明示的に同意していない者から個人情報を取得するアプリを製作、販売ないし配布してはなりません。
 - 開発アプリに関連して、または本利用規約に開発者が違反したことにより第三者からクレームが生じた場合には、開発者は、開発者の責任と費用においてこれを解決します。また、万が一これらにより当社が損害を被った場合、開発者は、当該損害を直ちに賠償し、当社に一切迷惑をかけないものとします。法の定める最大限において、開発者は、当社、当社の関連会社、ベンダー、これらの各取締役、社員、株主、役員、代理人、従業員（これらを以下「被補償者」といいます。）を、開発者の過失行為または不作為（能動的であると受動的であるとを問いません。）に起因して被補償者が負うことになった生命、身体および財産への損害に起因するあらゆる損失、損害、責任および支出（裁判費用および弁護士費用を含みます。）（総称して以下「損失」といいます。）から守り、保証し、無害に保つものとする。ただし、当社または被補償者の故意または重大な過失に起因する損失、損害または支出については、この限りではありません。開発者は、開発アプリが第三者の特許権、著作権その他の権利を侵害したとの主張に基づき行われる請求、訴訟、手続から被補償者を守り、補償し、無害に保つものとする。
- 第 8 条（開発アプリ上の表現に関する遵守事項）
 - 当社の商号、商標は、商標法、不正競争防止法及びその他の法律で保護されています。開発者は、開発アプリにおける商標使用について、これらを当社の明示の許諾なく使用することはできません。
 - 開発者は、開発アプリについて、「公式」、「official」など、アプリの出所やアプリについての権限について誤解を招く表現、表示、また、当社自ら発行したアプリまたは当社の公認を受けたアプリであるかのような誤った記載をしてはなりません。
 - 開発者は、開発アプリにおいて、過度に暴力的な表現、露骨な性的表現、人種、国籍、信条、性別、社会的身分、門地等による差別につながる表現、自殺、自傷行為、薬物乱用を誘引または助長する表現、その他反社会的な内容を含み他人に不快感を与える表現をしてはなりません。
 - 第 9 条（開発アプリに関する権利）
 - 開発アプリの著作権は開発者に帰属します。

- 開発者は、本利用規約に従うことを条件として、開発アプリを、Microsoft Store、ウェブサイト、またはその他の手段を用いて販売ないし配布することができます。

- 第 10 条 (本利用規約に違反した場合の措置)

当社は、開発者または開発アプリが本利用規約に違反したと合理的に判断した場合、以下の各号の措置を講じるよう開発者に指示することができ、開発者は、これに従わなければなりません。

- 開発アプリの販売ないし配布の停止
- 本利用規約に違反しない内容への開発アプリの修正
- SDK の使用停止および SDK の複製物の破棄
- SDK に関する情報で開発者の元に保管されているものおよび SDK を使用して得られた一切の成果(開発アプリを含みますがこれに限られません。)を廃棄・消去し、その旨を証する書面を当社に速やかに交付すること

- 第 11 条 (利用停止・配信停止)

- 当社は、SDK に欠陥または第三者の権利・利益侵害の可能性が発見された場合、その他当社が必要と判断する場合には、開発者に対し、SDK の使用停止を求めることがあります。この場合、開発者は、SDK の使用停止に速やかに応じるものとします。当社は、本項による SDK の使用停止により開発者に生じた損害について、一切の責任を負いません。
- SDK を配信するウェブサイトの不具合等が発見された場合、同ウェブサイトの保守点検を行う場合、地震、落雷、火災、洪水、天災地変、戦争、テロなどの不可抗力により SDK の配信が困難となった場合には、その他当社が必要と判断する場合、開発者に事前に通知することなく、当社は SDK の全部または一部の配信を停止することができるものとします。当社は、本項による SDK の配信停止により開発者に生じた損害について、一切の責任を負いません。

- 第 12 条 (責任制限)

- 当社は、請求原因の如何を問わず、SDK の使用に起因して開発者に発生した損害については、一切損害賠償責任を負わないものとします。ただし、当社の故意・重過失に基づいて発生した損害については、この限りではありません。
- 当社が損害賠償の責任を負う場合であっても、当社が賠償する損害の範囲は、開発者による SDK の使用により現実に開発者に発生した、通常生ずべき、かつ、直接の損害に限られるものとします。当社および開発者の予見可能性の有無を問わず、特別の事情から生じた損害、逸失利益、第三者からの損害賠償に基づき開発者が被った損害等の間接の損害については、当社は責任を負いません。
- 本利用規約または当社の指示に反する SDK の使用により開発者に生じた損害については、当社は一切責任を負いません。
- 当社、当社の取締役、役員、従業員、関連会社、代理人、契約相手またはライセンサーは、SDK の使用に起因する、いかなる間接損害、偶発的損害、懲罰的損害、特別損害または結果的損害、または、契約、不法行為(過失を含みます。)、無過失責任その他の法理に基づいてなされる SDK の使用に関係するクレームについて責任を負いません。当社がこれらの損害の可能性について知らされていた場合、責任制限された下での被害回復が十分でなかった場合であっても同様です。当社の責任は、100ドルまでの範囲に限られます。

- 第 13 条 (禁止事項)

開発者は、以下の行為を行ってはなりません。

- 本利用目的以外の目的で SDK を使用すること。
- SDK について、複製、改変、リバースエンジニアリング、逆コンパイル、逆アセンブルを行うこと、またはこれらに類似した行為を行うこと。
- SDK および本契約に基づく権利義務を、有償・無償を問わず、第三者に対し、譲渡し、貸与し、または担保に供することもしくは引き受けさせることを含む処分をすること。
- 本利用規約第 4 条第 1 項に定める SDK の使用权を第三者に対し再許諾すること。

- SDK を使用して、法令および行政官庁の規制、ガイドライン等に違反したアプリまたは、人の生命、身体、財産等を侵害することを目的としたアプリの開発を行うこと。
 - SDK を、他人の法的利益を侵害し、公序良俗に反する方法あるいは態様において使用すること。
 - SDK を用いて当社または第三者の名誉、信用、権利もしくは財産等を侵害する行為、公序良俗に反する行為もしくはそのおそれのある行為を行うこと。
 - その他当社が不適切であると認めた行為を行うこと。
- 第 14 条 (反社会勢力の排除)
 - 開発者は、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下「反社会的勢力」といいます。)に該当しないこと、および反社会的勢力と間接的にも直接的にも交渉を一切有しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。
 - 開発者は、自らまたは第三者を利用して次の各号のいずれか一つにでも該当する行為を行わないことを確約します。
 - 暴力的な要求行為
 - 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - 取引に関して脅迫的な行動をし、または暴力を用いる行為
 - 風説を流布し、偽計または威力を用いて当社の信用を棄損し、または当社の業務を妨害する行為
 - その他前各号に準ずる行為

第 15 条 (解除)

当社は、開発者が本利用規約に違反した場合および違反したと合理的に判断した場合、事前の催告をすることなく、かつ、単独の裁量によって、本契約を解除することができるものとします。この場合、当社は第 10 条に定める措置を講じるよう開発者に指示することができ、開発者は、これに従わなければなりません。本条

による解除により開発者に損害が生じた場合であっても、当社は、一切賠償の責任を負わないものとします。

第 16 条 (個人情報について)

開発者から提供される個人情報の取扱いについては、当社の利用に関するプライバシーポリシーによるものとします。

第 17 条 (規約の変更)

0. 当社は、当社の単独の裁量により本条に従い本利用規約を変更する場合があります。
1. 本利用規約が改定された場合、当社は、その旨を当社の開発者向けウェブサイト上に掲載するものとし、掲載がなされた時点から改定後の規約が利用者に適用されるものとします。

第 18 条 (分離可能性)

本利用規約の一部が法令または裁判所の決定等により、無効であると宣言された場合であっても、その他の部分については、引き続き有効に存続するものとします。

第 19 条 (存続条項)

本契約が解除その他理由の如何を問わず終了した場合であっても、本利用規約第 5 条、第 9 条、第 11 条ないし第 13 条、第 15 条、第 16 条、第 18 条ないし第 21 条については、なお有効に存続するものとします。

第 20 条 (準拠法)

本利用規約、本契約および開発アプリに係る紛争については日本法を準拠法とします。

第 21 条 (管轄)

本利用規約、本契約および開発アプリに関する紛争は大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以上